

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 2 月 26 日

水 曜 日

第 3730 号

目 次

告 示	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	1
公 告	
○水源地域の指定案の縦覧	2
○開発行為の工事完了	4

告 示

富山県告示第73号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 2 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

大崩島地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
南砺市		大崩島	中尾口	96番1	標柱1号
		〃	〃	95番1	標柱2号
		〃	〃	95番1	標柱3号
		〃	〃	95番1	標柱4号
		〃	〃	100番	標柱5号

		〃	〃	100番	標柱6号
		〃	〃	100番	標柱7号
		〃	〃	100番	標柱8号
		〃	〃	96番2	標柱9号
		〃	〃	95番2	標柱10号
		〃	〃	95番1	標柱11号

(砂 防 課)

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

水源地域の指定案の縦覧

富山県水源地域保全条例（平成25年富山県条例第12号）第12条第1項の規定により次のとおり水源地域を指定しようとするので、同条第3項の規定により公告し、当該水源地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定により、当該公告に係る区域内の住民及び利害関係人は、平成26年3月19日までに、当該水源地域の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成26年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 水源地域に含まれる土地の区域

(1) 公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の地域

水源の所在 市町村名	水源名	指定の区域（大字名）
滑川市	第2水源地、第14水源地	滑川市大浦の一部
	第4水源地、第13水源地	滑川市杉本の一部、大浦の一部
	第5水源地	滑川市栗山の一部、杉本の一部

第7水源地	滑川市横道の一部、大榎の一部
第8水源地	滑川市大浦の一部、魚津市鹿熊の一部
第9水源地	滑川市栗山の一部
第10水源地	滑川市栗山の一部、魚津市有山の一部
第11水源地	滑川市中野島の一部、杉本の一部、北野の一部
第12水源地	滑川市二塚の一部、横道の一部

(なお、別紙図面表示のとおり)

(2) その他水資源を保全するため必要と認められる地域

水源の所在 市町村名	水源名	指定の区域（大字名）
小矢部市	鳩清水	小矢部市埴生の一部、石坂の一部
南砺市	脇谷の水	南砺市利賀村栗当の一部
	不動滝の霊水	南砺市大谷の一部
	妃の清水	南砺市安居の一部

(なお、別紙図面表示のとおり)

(ただし、当該区域のうち、森林の存する地域として指定済みの区域については、森林の存する地域として指定されたものとする。)

2 水源地域の指定の案の縦覧の場所及び期間

(1) 場所

富山県生活環境文化部県民生活課

なお、富山県ホームページで閲覧可能

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00012925.html)

(2) 期間

平成26年2月26日から平成26年3月19日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

3 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(1) 提出先

富山市新総曲輪1番7号 富山県生活環境文化部県民生活課

(2) 提出期限

平成26年3月19日

(「別紙図面」は、省略し、2の(1)に掲げる縦覧の場所に備え置いて縦覧に供する。)

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年2月26日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
小矢部市下後廻 828番1			小矢部市下後廻 827番地	荒田 清